

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、来年4月1日以降賃上げに取り組む企業を全力で応援します～

賃上げ促進税制

【大企業】 給与増加額の**最大30%**を税額控除

【中小企業】 給与増加額の**最大40%**を税額控除

< 資本金1億円超の大企業向け >

必須要件

継続雇用者^{※1}の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加^{※2}

⇒ **25%税額控除***

or

継続雇用者^{※1}の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加^{※2}

⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加

⇒ **+5%税額控除***



※1 継続雇用者：当期及び前期の全期間の各月分の給与の支給がある雇用者

※2 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること」が必要

* 控除上限は法人税額の20%

< 資本金1億円以下の中小企業向け >

必須要件

雇用者全体の給与（給与等支給額）が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与（給与等支給額）が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***



* 控除上限は法人税額の20%

お問い合わせ先

大法人向け 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 (03-3501-2259)
中小法人向け 中小企業庁 事業環境部 企画課 (03-3501-1765)